

## 新しい障害者基本計画に関する懇談会運営要領

- 1．懇談会の司会進行のため、座長を置く。
- 2．懇談会は、非公開とする。
- 3．座長は、懇談会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 4．その他懇談会の運営に関し必要な事項については、座長が定める。